

沖縄県印刷物請負契約に係る最低制限価格制度事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県出納事務局物品管理課が発注する印刷物の請負契約について、契約の適正な履行及び公正な取引秩序の確保を図るとともに、事業者等の適正な利益が確保されるよう、最低制限価格を設ける場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(適用する契約)

第2条 最低制限価格制度は、競争入札で発注する契約に適用する。ただし、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年沖縄県規則第83号）の適用を受ける契約は対象外とする。

(最低制限価格の設定方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格の100分の70以上で定めた額とする。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格設定の周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、予定価格調書(別記様式)に当該競争入札に係る最低制限価格を記載するとともに、競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格の表示)

第6条 契約担当者は、予定価格を記載した書類に、最低制限価格等を併記するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格を設定することが不適切と認められる場合には、最低制限価格を設定しないことができる。

附則

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

附則

この要領は、平成28年5月27日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。